

## 京都府次世代自動車普及推進協議会の設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「京都府次世代自動車普及推進協議会（以下「協議会」という。）」の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「次世代自動車」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド車等をいう。

### (目的)

第3条 協議会は京都府内における次世代自動車の普及を目的として、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代自動車の普及推進方策（京都府EV・PHVタウン推進マスタープランなど）の検討
- (2) 次世代自動車の普及啓発
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は別に定める委員等をもって構成する。

### (会長)

第5条 協議会に、会長1名を置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 会長は、協議会を総括する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議会において、必要があると認めるときには、専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

### (部会)

第7条 協議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

### (公開)

第8条 協議会の会議は原則公開とする。

2 傍聴に係る手続等の必要な事項は、会長が別に定める。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、京都府環境部地球温暖化対策課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成21年7月27日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# 京都府次世代自動車普及推進協議会 委員等名簿

(平成 27 年 9 月 3 日現在)

		機関名	職・氏名	
委 員	メーカー	(株)ジーエス・ユアサ コーポレーション	常務取締役	西田 啓
		トヨタ自動車(株)	専務役員	毛利 悟
		日産自動車(株)	理事 渉外担当役員	石井 裕晶
		富士重工業(株)	担当部長	樋渡 穰
		三菱自動車工業(株)	常務執行役員	大道 正夫
		本田技研工業(株)	専務執行役員	峯川 尚
	電力会社	関西電力(株)	執行役員京都支社長	井上 正英
	学職経験者	同志社大学	教 授	郡 崙 孝
		立命館大学	教 授	周 瑋 生
		京都大学	教授・交通政策研究ユニット長	中川 大
		四国大学	学 長 (京都大学名誉教授)	松重 和美
	経済団体	(一社)京都銀行協会	会 長	土井 伸宏
		(公社)京都工業会	会 長	服部 重彦
		(一社)京都府タクシー協会	会 長	安居 早苗
		京都府石油商業組合	専務理事	鳥山 正未
		京都駐車協会	会 長	青木 善男
		(公社)京都府観光連盟	会 長	柏原 康夫
		(一社)京都府自動車整備振興会	会 長	城谷 忠
		京都府商工会議所連合会	会 長	立石 義雄
		京都府商工会連合会	会 長	沖田 康彦
		京都府レンタカー協会	会 長	平木 幹泰
		全京都駐車場協会	会 長	島田 哲夫
		(一社)日本ホテル協会京都支部	支部長	平岩 孝一郎
		行 政	京都府市長会	会 長
	京都府町村会		会 長	汐見 明男
	京都市		副市長	塚本 稔
	京都府		副知事	山下 晃正
	オブザーバー	日本チェーンストア協会	専務理事	井上 淳
		(一社)日本フランチャイズチェーン協会	専務理事	伊藤 廣幸
		近畿経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課	課 長	山下 忠司
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	関西支部 主幹	矢内 俊一